



三上税理士法人発行  
オリジナル事務所通信

令和 5 年 3 月号

代表  
便り

## 久しぶりの確定申告！

寒い日が続きますね。さて、タイトルのとおり「久しぶりの確定申告」がやってきました。えっ、毎年のことじゃないの？と思われたでしょうが、違うんです。

久しぶりに、3月15日が申告期限の確定申告がやってきたんです。

遡ること、令和2年の1月頃からコロナウィルスが流行しはじめて、令和元年度の確定申告（令和2年3月15日期限）は、申告書の余白にコロナウィルスの影響によると書いておけば、それで申告期限の延長ができました。

令和2年分の確定申告（令和3年3月15日期限）はというと、もはや一律で4月15日まで延長という寛大な措置がとられました。令和3年分の確定申告（令和4年3月15日期限）は、一律でなくなったものの、元年分と同じように、4月15日までは申告書余白にコロナによる延長申請と書けばOK。

令和4年分の確定申告（令和5年3月15日期限）はというと、災害による申告、納付等の期限延長申請書を理由付記して提出しなければならなくなりました。ということは、昨年までは、まあちょっと影響があれば、税理士も「まあ、延長しましょうか」という感じだったわけです。それが、ちゃんと理由を書いた申請書を出すとなると、余計に手間がかかる訳です。本来の3月15日期限に戻ったというのが、我々の感覚です。1月は年末調整がありますし、書類が揃う2月頭から3月15日までの45日間と、2月頭から4月15日までの75日間との違いはもの凄く大きく。残業、休日出勤の日々が続きます。

あー、久しぶりの確定申告が還ってきたな～(><)



本店  
便り

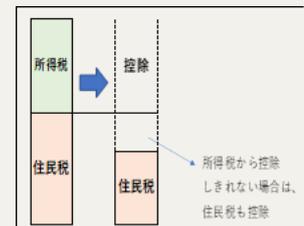
## 住宅ローン控除を受ける前に確認すべきポイント！

文責：亀田

3月になり確定申告も大詰めを迎えております。今回は確定申告に関する内容ということで、住宅ローン控除についてご紹介いたします。

住宅ローン控除とは、住宅ローンを借りてマイホームの購入(新築・中古)や増改築をした場合に、年末の住宅ローン残高の0.7%相当額が所得税から一定期間控除される制度です。所得税で控除しきれない場合、住民税からも一定程度控除を受けることができます。

今回は住宅ローン控除の中でも**中古住宅**についてさらに詳しくご説明いたします。



昨年(令和4年)に、**中古住宅**の取得に関する住宅ローン控除の要件が改正により大きく緩和されました。改正後、**中古住宅**の場合は、控除される期間は10年、借入限度額は2,000万円(一定の場合は3,000万円)です。

### <中古住宅の住宅ローン控除の主な適用条件>

1. 取得してから6か月以内に入居し、控除を受ける年の12月31日まで住み続けている
2. 床面積が50㎡以上である
3. 1982年(昭和57年)以降に建築された住宅
4. 返済期間が10年以上
5. 控除を受ける年の合計所得金額が2,000万円以下

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

特に大きく緩和された内容は、3つ目の「1982年(昭和57年)以降に建築された住宅」です。

従来は木造なら築20年以内、鉄筋コンクリート造なら築25年以内であることが条件で、この築年条件を満たさない場合は、別途耐震性能を有していることを証明する必要がありました。それが改正後は、1982年以降に建築された住宅(新耐震基準適合住宅)であれば、一律対象となりました。

注意事項として、控除を受ける年の合計所得金額が、改正前は3,000万円以下でしたが、改正後は2,000万円以下に引き下げとなりました。

住宅ローン控除を受ける際には、1年目は必ず確定申告が必要になりますので、該当する場合はお早めに担当者にご相談ください。

【参考】 国税庁 HP No.1212 一般住宅の新築等をした場合(住宅借入金等特別控除)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1212.htm>

国税庁 HP No.1214 中古住宅を取得した場合(住宅借入金等特別控除)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1214.htm>

インター  
店  
便り

## メニューって見ているだけでもワクワクしますね♡

文責：大脇

こんにちは。うらかな陽気に心躍る季節になりましたね🌸

事務所は3月15日まで確定申告に向けて全職員目がギラギラ状態ではありますが、ふと窓の外を見上げると木々が芽吹きだして改めて春の訪れを感じています。

最近のデジタル化にただただ驚かされる今日この頃…つい昨日行った飲食店では、席に着くなりメニュー表ではなくQRコードを渡されました。「!?!」メニューを見るのも注文するのも自分のスマホで…。これまでも、端末を渡されたとしてもなんだかんだで『店員さん呼び出しボタン』をポチリしていた人間ですから、このデジタル化は厳しいっ！



お店側にも、メニュー表の作成及び内容変更等の作業や、お客様が入替わる際の除菌作業などの削減といったメリットがあり、お客様側にも、色々な人が触れるメニュー表を触らなくていいというメリットがあるそうです。が、昭和のおばちゃんには物寂しい🙄店員さんとちいさな恋の物語…まではなくても、やり取りまでがごちそうなのにな…と。

マイナンバーカード作成までは良かったけれどポイント手続きがよくわからず交換できていないデジタル難民になりつつある今日この頃。「今日の自分が一番若い! (昨日の自分よりは)」を胸にがんばります!

さて、令和4年12月16日に公表された「令和5年度税制改正大綱」。一部ご紹介します。

### ●相続時精算課税制度

これまで、相続時精算課税制度を選択した場合には、少額の贈与も相続税の課税価格に加算する対象となっていました。しかし今回の改正により、暦年課税の非課税枠とは別で、毎年110万円の基礎控除枠を創設。また、相続時精算課税で受贈した一定の土地または建物が災害によって被害を受けた場合には、相続時に再計算できる仕組みとなりました。

この改正は、令和6年1月1日以降に行われる贈与について適用されます。

### ●暦年課税制度について

相続開始前の贈与について、相続税の課税価格への加算期間が3年から7年に延長されます。なお、延長された期間に受けた贈与については、延長期間全体の合計で100万円までは加算の対象外となります。

この改正は、令和6年1月1日以後に行われる贈与について段階的に適用されます。そのため、令和5年中に行う贈与については、従来の制度が適用されます。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

●教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について

適用期限が3年延長され、令和8年（2026年）3月31日までとなりました。なお、今回の改正により、令和5年4月1日以降の契約で一定の場合には、受贈者の年齢が23歳未満であっても、使い切れなかった管理残額がある場合には相続財産に加算されます。さらに、契約終了時の残額に贈与税が課される際には、特例税率ではなく一般税率を使用することになります。

詳しくは担当まで…。

あとがき：1月に行ったウガンダでは毎日のように子どもたちとおやつを作りました。おやつは食べる専門ではありますが一緒に作っていると作るのも楽しくなってきました♪今度は何に挑戦してみようかな。簡単に作れるおやつレシピをご存知の方！ぜひ教えてください  
<m(\_\_)m>



経営  
情報

## 仮想通貨における確定申告

文責：小林

仮想通貨は電子データのみでやり取りされる現物のないデータ財産で、インターネットを通じて不特定多数の間で商品等の取引で使用されており、数年前のビットコインの大きな価格上昇で多くの人に認知されました。

仮想通貨の取引において税金が発生するのは、仮想通貨の売却、仮想通貨を利用した商品購入・交換等により、仮想通貨を手放して利益を出したときです。仮想通貨の取引で20万円を超える利益を得た場合、または20万円以下であっても他の所得との合計が20万円を超える場合には確定申告が必要になります。



●雑所得で確定申告

税制上、所得は10種類に分類されており、仮想通貨で得た利益はその中の**雑所得**で申告をします。雑所得の税金の計算は他の所得と同様に1月1日から12月31日の期間で1年ごとに行い、その期間内では利益と損失の計算ができますが、12月31日の時点で損益が確定され、次の年に引き継ぐことはできません。雑所得は、給与所得や事業所得など他の所得と合算して課税される総合課税が適用されます。

●税額の計算方法

仮想通貨の所得額は、「売却時の価額」から「取得時の1単位あたりの価額（取得価額）×売却した数量」で算出しますが、移動平均法と総平均法の2通りの計算方法を選択できます。

移動平均法は、仮想通貨を購入するたびに取得価額と残高を平均して所得を計算します。

総平均法は、1年間の購入金額をすべて足して平均単価を算出し、すべての売却に対してその購入単価で損益を計算します。

個人では総平均法で計算することとされており、移動平均法で行いたい場合は取得した年度の確定申告の期日までに届出を提出する必要があります。また、一度選択すると特別な理由がない限り3年間に変更できません。

仮想通貨に関する書籍代・セミナー代等は必要経費として計上することもできます。

仮想通貨や暗号資産については日々変化しており、それに伴う税制度も改訂が加えられています。国税庁のHPでも随時情報は更新されています。詳しくは担当者まで。

【参考】国税庁ホームページ 暗号資産に関する税務上の取扱い及び計算書について

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/kakuteishinkokukankei/kasoutuka/>

行楽  
日記

## ジブリパーク

文責：佐久間

昨年 11 月にオープンしたジブリパークに行ってきました。

今回行ったのは 3 つのエリアのうちの「ジブリの大倉庫」です。ジブリパークが他のテーマパークと違うのは、モリコロパークという既存の公園内の一角に作られ、乗り物などのアトラクションはないということ。

公園はとても広いので、車で行く場合に最初に悩むのが駐車場です。ジブリパークのシンボルであるエレベーター塔に近い北 1 駐車場は大倉庫にも近いので、かなり駐車待ちの列ができていました。我が家は西駐車場に止めて池のほとりを歩いて向かいました。少し歩きましたが、公園内のベンチにあるジブリ作品にまつわるオブジェを探しながら歩くとあっという間に到着しました。公園内には全部で 15 のオブジェがあるということなので、全部探して回っても楽しそうですね。

大倉庫についてみると、時間制での入場とはいえ、土日ですし、なかなかの行列です。

場内にはネコバスルームなど子ども向けエリアがあったので、子どもたちはとても楽しんでいました。大倉庫の中にはしっかり食べられるレストランはありませんが、私は行きたかったカフェに行ってきました。10 時半過ぎに行きましたが行列ができていて、入園後、真っ先にグッズショップへ走ったと思われる方々が戦利品をぶら下げていました。

こちらのカフェのサンドイッチには宮崎駿監督書き下ろしの絵の描かれた旗がさしてあって、どの絵柄がもらえるのかという楽しみもありました。

大倉庫について私にとって印象的だったのは、一つ一つの展示物のクオリティが高いということ。素材一つとっても、ファブリック、タイルなど様々でとても丁寧に細やかに作られていました。ジブリに興味がなくともアート好きには楽しめるかと思いました。でも事前にさらっと作品を見直しておく、細かいところまで気が付いて、より一層楽しめそうです。

企画展もいくつかあって、期間ごとに内容も変わっていくようなので、今年オープン予定の他のエリアも楽しみにしつつ、また足を運びたいなと思いました。



## 3 月の税務

- ・前年分所得税の確定申告 申告期間…2月16日(木)～3月15日(水)
- ・1月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉、  
7月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)、  
個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告 申告期限…3月31日(金)

## 無料経営相談について

誠に勝手ながら、本年 3 月までの期間、  
無料経営相談は **お休み** させていただきます。

ご理解のほど、よろしくお願いたします。お困りの  
ことがございましたら、担当者までご連絡ください。

## 三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92  
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店  
〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108-9  
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
- ◆共通メールアドレス mikami@taxer.info